

講演会補助金および講師謝礼に関する支部内規

(平成23年6月6日作成)

1. この内規は、講演会開催に伴う支部から支給する補助金および、各種支部事業での講師謝礼について定めるものである。
2. 各講演会への補助金および謝礼金は下記のとおりとする。

(1)九州支部主催 一般講演会

- イ. 開催1回あたり10万円を上限とした実費額を補助する。
- ロ. 補助金の内容は、講師謝礼金1人/2万円×人数分と、その残金分を開催補助金とする。
- ハ. 開催補助金とは、会場費、消耗品、茶菓代など、謝礼金以外の開催に必要な費用を示す。なお、開催補助金を報酬に支出する事はできない。
- ニ. 一般講演会の開催担当者が支部主催開催を希望する場合、以下の条件を満たし、庶務幹事の承認を得る必要がある。
 - ① 開催担当者もしくは世話人が当学会会員であること
 - ② 聴講料が無料であること
 - ③ 開催主旨および講演内容が当学会に沿ったものであること
- ホ. 講師旅費は支出しない。

(2)他学会との共催一般講演会

- イ. 開催補助金として、開催1回あたり2万円を上限とした実費額とする。
- ロ. 開催補助金とは、会場費、消耗品、茶菓代など開催に必要な費用を示す。なお、同補助金を講師謝礼金および報酬、旅費に支出する事はできない。
- ハ. 共催開催を希望する場合は、上記(1)ニと同じ条件とする。

(3)総会特別講演会

- イ. 講師謝礼金は1人当たり2万円とする。
- ロ. 講師が移動する場合は、移動に必要な旅費を実費にて支給する。また、宿泊が必要な場合は1泊1万円を上限に宿泊費の実費額を支給する。

3. 他支部事業の講師謝礼は下記のとおりとする。

- イ. 講師謝礼金は1人当たり2万円とする。
- ロ. 上記イの金額以上を支払う場合は、事前に庶務幹事および会計幹事の承認を得なければならない。
- ハ. 講師が移動する場合は、移動に必要な旅費を実費にて支給する。また、宿泊が必要な場合は1泊1万円を上限に宿泊費の実費額を支給する。

4. 講師謝礼支払に伴う金額は全て所得税別とする。

5. 旅費の支払は別途定める「旅費支給内規」に準じる。

6. この内規は、平成23年6月6日以降適用する。